



6次産業化総合調査
 漁業・漁村の6次産業化総合調査

漁業経営体等における6次産業化業態別調査票
 (水産加工用)

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。また、この調査票は統計の作成目的のみに使用するもので、課税など統計作成以外の目的には使用しません。

《記入と返送いただくに当たって》 ◇インターネットで回答できます。

【調査の対象】

- 「水産加工」の事業に取り組んでいる漁業者又は漁業協同組合等の方を調査の対象としています。
 水産加工とは、販売を目的として自ら又は組合員が生産した水産物を用いて加工している事業をいいます。ただし、加工製造するための作業場又は加工場を有するもの（借りているものも含む。）に限ります。
- 令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の1年間を対象としています。
 （この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。）

【回答方法及び返信の留意事項】

- インターネットで回答される場合は、同封の「インターネットで回答できます(チラシ)」をご覧ください回答してください。
 - ご記入いただきました調査票は、同封している返信用封筒に入れて 月 日までに投函をお願いします。
 - 返信用封筒には、秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでください。
 - 記入に当たっては、黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
- ★数字は枠からはみ出さないように記入してください。 ★○印は点線に沿って記入してください。

記入見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入見本	①
------	---

【記入上の注意】

- 金額を記入する欄については、消費税を含め単位未満は切り上げて記入してください。
- 漁業者（個人、会社）の方は、複数の水産加工場を営んでいる場合、合算して記入してください。
- 漁業協同組合等の方は、複数の水産加工場を営んでいる場合でも、封筒の宛先の事業所分のみ記入してください。

◆ 調査票の記入内容について、後日、お尋ねさせていただく場合がございます。

【問合せ先】

1 水産加工の概要

(1) 水産加工はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。また、法人の方は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

漁業者	個人	101	①
	会社		②
漁業協同組合	③		
その他	④		

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきますので、法人番号（13桁）の記入をお願いします。
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようご注意ください。

法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【用語の説明】
その他は、漁業者以外の会社、漁業協同組合の青年部、女性部や漁業生産組合、任意組織等が該当します。

(2) 令和元年度の水産加工場の稼働日数、又は加工作業を行った日数を記入してください。

年間稼働日数 104

--	--	--	--

 日

【用語の説明】
年間稼働日数とは、加工場の稼働日数、加工作業を行った日数など、加工製造に要した日数をいいます。
稼働時間の長短にかかわらず、1日1時間でも稼働すれば1日とします。

年間稼働日数が「0日」の場合、調査は以上で終わりです。
ご協力ありがとうございました。
返信用封筒にて、返送してください。

(3) 令和元年度の水産加工品の販売金額について、記入してください。
なお、販売金額がない場合は、「販売金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

年間販売金額	102	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円	販売金額なし	103	①
--------	-----	----	----	---	----	----	----	---	----	--------	-----	---

注：消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

【記入上の注意】
◆ 漁業者（個人、会社）の方は、複数の水産加工場を営んでいる場合、合算して記入してください。
◆ 漁業協同組合等の方は、複数の水産加工場を営んでいる場合でも、封筒の宛先の事業所分のみ記入してください。

(4) 令和元年度に販売した水産加工品の販売金額上位3位品目について、水産加工品名及び年間金額に占める販売金額割合を記入してください。

水産加工品	販売金額割合	品目コード (記入不要)
105	%	
106	%	
107	%	

【水産加工品の例】
かまぼこ、干しあじ、しらす干し、煮干し、冷凍あじ、冷凍さば、焼きのり、のり佃煮等

(5) 令和元年度に販売した水産加工品の販売先別に販売金額割合を記入してください。

販売先	販売金額割合
合計	100%
消費者への直接販売	%
うち、直売所	%
うち、インターネット	%
小売業	%
食品製造業	%
外食産業	%

販売先	販売金額割合
卸売業	%
ホテル、旅館等の宿泊施設	%
学校給食	%
病院、福祉施設	%
その他	%

(右につづく)

2 加工原料の仕入状況

令和元年度に販売した水産加工品の原料について、品目別に年間仕入金額及び産地別仕入金額割合を記入してください。

なお、自家生産物を使用している場合は、地域の通常取引単価で換算した金額を記入してください。

品目	201	年間仕入金額(万円)							産地別仕入金額割合			
		百億	十億	億	千万	百万	十万	万	計	自家(組合員)の生産物(%)	自家(組合員)の生産物以外	
		国内産(%)		輸入品(%)								
合計	201								100%			
魚類	202								100%			
貝類・他水産動物	203								100%			
海藻類	204								100%			
その他	205											

注：産地別仕入金額割合は、品目ごとの計が100%になるように記入してください。

【品目例】

魚類	さば類、いわし類、かつお類、さんま、たら類、さけ・ます類、まぐろ類、あじ類等
貝類・他水産動物	あわび類、さざえ類、あさり類等、えび類、かに類、いか類、うに類、海産ほ乳類等
海藻類	こんぶ類、わかめ等
その他	農産物、調味料等

【産地別仕入金額割合の記入例】

- ・魚類：「仕入金額(450万円)」、「自家の生産物(90%)、国内産(10%)」
- ・海藻類：「仕入金額(10万円)」、「国内産(100%)」

	年間仕入金額(万円)							産地別仕入金額割合			
	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	計	自家(組合員)の生産物(%)	自家(組合員)の生産物以外	
		国内産(%)		輸入品(%)							
魚類				4	5	0		100%	90	10	0
海藻類				1	0			100%	100	0	0

3 他産業との連携状況

水産加工において他産業と連携している場合、該当する連携先すべての番号「1」に○を記入してください。

なお、連携していない場合は、「他産業と連携していない」の番号「1」に○を記入してください。

農協又は農林業者	301	○	外食産業	306	○	
製造業	食品製造業	302	○	観光産業	307	○
	飼料・肥料製造業	303	○	その他の産業	308	○
	その他製造業	304	○	大学、試験研究機関等	309	○
流通・販売業	305	○	行政機関	310	○	
他産業と連携していない		311	○			

【用語の説明】

水産加工における他産業との連携は、他産業の持つ技術や手法を活用するなど、他産業と連携して加工事業に取り組むことをいいます。なお、加工事業に向けた連携行為がなく、単に取引先である場合などは「他産業と連携していない」に該当します。

4 従事者の状況

(1) 令和元年度に水産加工の経営や業務を行った従事者数について、最も多い時期（月）の人数を従事した時間や日数にかかわらず、性別及び年齢別に記入してください。

また、役員・家族については給与の有無に関係なく記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			従事者 計	役員・家族		雇用								
						常雇い			臨時雇い					
男性	65歳未満	401				人				人				人
	65歳以上	402				人				人				人
女性	65歳未満	403				人				人				人
	65歳以上	404				人				人				人

【用語の説明】

- ◆ 役員は、経営者、役員、組織の構成員のほか、漁業協同組合等においては水産加工に携わった漁協の職員も該当します。
- ◆ 家族は、家族経営の場合の世帯員が該当します。
- ◆ 常雇いは、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。
- ◆ 臨時雇いは、常雇い以外の雇用者をいいます。

【平成31年4月1日現在の年齢区分】

65歳未満	昭和29年4月2日以後に生まれた方
65歳以上	昭和29年4月1日以前に生まれた方

(2) (1)の令和元年度に雇用した従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、水産加工に従事した分を記入してください。

年間雇用労賃	405	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円

- ◆ 雇用者が複数の事業に従事している場合は、水産加工に係る雇用労賃を従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

【用語の説明】

年間雇用労賃は、基本給・時間給のほか、ボーナスや全ての手当を含めた支払賃金総額とします。また、事業主が税金などの徴収を行っている場合は、徴収前の総額とします。なお、役員・家族の雇用労賃・報酬は含めません。

- ◆ 記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
_____	_____

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。返信用封筒にて、返送してください。

秘
農林水産省

都道府県		市区町村			管理番号		指標コード		



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査
 漁業・漁村の6次産業化総合調査

**漁業経営体等における6次産業化業態別調査票
 (水産物直売所用)**

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。また、この調査票は統計の作成目的のみに使用するもので、課税など統計作成以外の目的には使用しません。

《記入と返送いただくに当たって》 ◇インターネットで回答できます。

【調査の対象】

- 「水産物直売所」の事業に取り組んでいる漁業者又は漁業協同組合等の方を調査の対象としています。
水産物直売所とは、食品衛生法に基づく「魚介類販売業」の許可を得て、自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類、水産加工品を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をする場所や施設をいいます。
- 令和元年度(平成31年4月1日~令和2年3月31日)の1年間**を対象としています。
 (この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

【回答方法及び返信の留意事項】

- インターネットで回答される場合は、同封の「インターネットで回答できます(チラシ)」をご覧ください回答してください。
- ご記入いただきました調査票は、同封している返信用封筒に入れて 月 日までに**投函**をお願いします。
- 返信用封筒には、秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでください。
- 記入に当たっては、黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

★数字は枠からはみ出さないように記入してください。

★○印は点線に沿って記入してください。

記入見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入見本	①
------	---

【記入上の注意】

- 金額を記入する欄については、**消費税を含め単位未満は切り上げて**記入してください。
- 漁業者(個人、会社)の方は、複数の水産物直売所を営んでいる場合、**合算して記入**してください。
- 漁業協同組合等の方は、複数の水産物直売所を営んでいる場合でも、**封筒の宛先の事業所分のみ記入**してください。

◆ 調査票の記入内容について、後日、お尋ねさせていただく場合がございます。

【問合せ先】

1 水産物直売所の概要

(1) 水産物直売所はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。また、法人の方は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

漁業者	個人	101	①
	会社		②
漁業協同組合			③
その他			④

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきますので、法人番号（13桁）の記入をお願いします。
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようにご注意ください。

法人番号(13桁)												

【用語の説明】
 その他は、漁業者以外の会社、漁業協同組合の青年部、女性部や漁業生産組合、任意組織等が該当します。

(2) 令和元年度の年間営業日数を記入してください。また、水産物直売所を営んでいる期間について、該当する番号1つに○を記入してください。

年間営業日数	119				日
通年営業	117	①			
季節的営業	118	②			

年間営業日数が「0日」の場合、調査は以上で終わりです。
 ご協力ありがとうございました。
 返信用封筒にて、返送してください。

【用語の説明】

- ◆ 年間営業日数とは、営業時間の長短にかかわらず、1日1時間でも営業すれば1日とします。
- ◆ 通年営業とは、1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合をいいます。
- ◆ 季節的営業とは、通年営業以外の場合をいいます。

(3) 令和元年度の水産物直売所の販売金額について、記入してください。
 なお、販売金額がない場合は、「販売金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

		百億	十億	億	千万	百万	十万	万				
年間販売金額	102								万円	販売金額なし	103	①

注：消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

【記入上の注意】

- ◆ 漁業者（個人、会社）の方は、複数の水産物直売所を営んでいる場合、合算して記入してください。
- ◆ 漁業協同組合等の方は、複数の水産物直売所を営んでいる場合でも、封筒の宛先の事業所分のみ記入してください。

(4) 令和元年度に販売した水産物の販売先別に販売金額割合を記入してください。

販売先		販売金額割合		
合計		100%		
消費者への直接販売	104			%
小売業	105			%
食品製造業	106			%
外食産業	107			%

販売先		販売金額割合		
ホテル、旅館等の宿泊施設	108			%
学校給食	109			%
病院、福祉施設	110			%
その他	111			%

(右につづく) →

(5) 水産物直売所の年間販売金額について、品目分類別に販売金額割合及び産地別販売金額割合を記入してください。

品目分類		販売金額割合			
合計		100%			
魚類	112				%
貝類・他水産動物	113				%
海藻類	114				%
水産加工品	115				%
その他	116				%

産地別販売金額割合					
計	自家(組合員)の生産物 (%)	自家(組合員)の生産物以外		国内産 (%)	輸入品 (%)
		国内産 (%)	輸入品 (%)		
100%					
100%					
100%					
100%					

注：産地別販売金額割合は、品目ごとの計が100%になるように記入してください。

【品目例】

魚類	さば類、いわし類、かつお類、さんま、たら類、さけ・ます類、まぐろ類、あじ類等
貝類・他水産動物	あわび類、さざえ類、あさり類、ほたてがい、かき類等、えび類、かに類、いか類、うに類、海産ほ乳類等
海藻類	こんぶ類、わかめ等
水産加工品	水産物を原料として製造された食用加工品、冷凍水産物
その他	真珠、農産物等

【産地別販売金額割合の記入例】

・魚類
(自家の生産物80%、国内産10%、輸入品10%)

産地別販売金額割合					
計	自家(組合員)の生産物 (%)	自家(組合員)の生産物以外		国内産 (%)	輸入品 (%)
		国内産 (%)	輸入品 (%)		
魚類	100%	80	10	10	10

(6) 水産物直売所の販売施設の形態について、該当するすべての番号「1」に○を記入してください。また、売場面積を記入してください。

自己所有施設	120	①	
賃貸等	インショップ	121	①
	その他	122	①

→ 売場面積 123 m²
(単位未満は四捨五入)

【記入例】

- ・売場面積 1坪の場合
1坪×約3.3m²=3.3m² →

		3	m ²
--	--	---	----------------
- ・売場面積 15坪の場合
15坪×約3.3m²=49.5m² →

	5	0	m ²
--	---	---	----------------

注：漁業者(個人、会社)において、事業所が複数ある場合は、該当する全ての形態に○を記入し、売場面積はそれらの合計を記入してください。

【用語の説明】

- ◆ 自己所有施設は、自己所有の水産物直売所が該当します。
- ◆ インショップは、百貨店やスーパーなど大型店舗の一角にある独立した売り場が該当します。
- ◆ その他は、大型店舗のインショップ以外の売場で、賃貸物件・共同利用施設などが該当します。

(7) 年間購入者数(延べ人数)について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

年間購入者数	1千人未満	①
	1千~5千人未満	②
	5千~1万人未満	③
	1万~5万人未満	④
	5万~10万人未満	⑤
	10万~20万人未満	⑥
	20万~50万人未満	⑦
	50万人以上	⑧

124

【年間購入者数】
年間購入者数が正確にわからない場合は、下の式を参考に、おおよその数を算出してください。

年間購入者数 = 1日当たりの購入者数 × 年間営業日数

【記入例】
1日当たりの購入者数が約150人で、年間営業日数が315日の場合、年間購入者数は150人×315日=47,250人となり、1万~5万人の範囲に○を記入してください。

2 従事者の状況

(1) 令和元年度に水産物直売所の経営や業務を行った従事者数について、最も多い時期（月）の人数を従事した時間や日数にかかわらず、性別及び年齢別に記入してください。

また、役員・家族については給与の有無に関係なく記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分		従事者 計	役員・家族		雇用			
					常雇い		臨時雇い	
男性	65歳未満	201						
	65歳以上	202						
女性	65歳未満	203						
	65歳以上	204						

【用語の説明】

- ◆ 役員は、経営者、役員、組織の構成員のほか、漁業協同組合等においては水産物直売所に携わった漁協の職員も該当します。
- ◆ 家族は、家族経営の場合の世帯員が該当します。
- ◆ 常雇いは、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。
- ◆ 臨時雇いは、常雇い以外の雇用者をいいます。

【平成31年4月1日現在の年齢区分】

65歳未満	昭和29年4月2日以後に生まれた方
65歳以上	昭和29年4月1日以前に生まれた方

(2) (1)の令和元年度に雇用した従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、水産物直売所に従事した分を記入してください。

年間雇用労賃	205	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円

- ◆ 雇用者が複数の事業に従事している場合は、水産物直売所に係る雇用労賃を従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

【用語の説明】

年間雇用労賃は、基本給・時間給のほか、ボーナスや全ての手当を含めた支払賃金総額とします。また、事業主が税金などの徴収を行っている場合は、徴収前の総額とします。なお、役員・家族の雇用労賃・報酬は含めません。

- ◆ 記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
_____	_____

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
返信用封筒にて、返送してください。

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	管理番号	指標コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査
漁業・漁村の6次産業化総合調査

漁業経営体等における6次産業化業態別調査票
(漁家民宿用)

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。また、この調査票は統計の作成目的のみに使用するもので、課税など統計作成以外の目的には使用しません。

《記入と返送いただくに当たって》 ◇インターネットで回答できます。

【調査の対象】

- 「漁家民宿」の事業に取り組んでいる漁業者の方を調査の対象としています。
漁家民宿とは、旅館業法に基づき旅館業の許可を得て、観光客等を宿泊させ、自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類や地域の食材を調理し、料理を提供して代金を得る事業をいいます。
- 令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の1年間を対象としています。
(この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

【回答方法及び返信の留意事項】

- インターネットで回答される場合は、同封の「インターネットで回答できます(チラシ)」をご覧ください回答してください。
- ご記入いただきました調査票は、同封している返信用封筒に入れて 月 日までに投函をお願いします。
- 返信用封筒には、秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでください。
- 記入に当たっては、黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

★数字は枠からはみ出さないように記入してください。

★○印は点線に沿って記入してください。

記入見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入見本	①
------	---

【記入上の留意】

- 金額を記入する欄については、消費税を含め単位未満は切り上げて記入してください。
- 複数の漁家民宿を営んでいる場合、合算して記入してください。

◆ 調査票の記入内容について、後日、お尋ねさせていただく場合がございます。

【問合せ先】

1 漁家民宿の概要

- (1) 漁家民宿はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。
また、法人の方は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

漁業者	個人	101	<input type="radio"/> 1
	団体		<input type="radio"/> 2

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきますので、法人番号（13桁）の記入をお願いします。
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようご注意ください。

法人番号(13桁)												

【用語の説明】
漁業者のうち家族単位で経営を行い法人化していない場合を「個人」とし、会社、漁業生産組合、共同経営等の個人以外の場合を「団体」に区分します。

- (2) 農林漁業等体験活動の実施の有無について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

		有り	無し
農林漁業等体験活動	102	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2

【用語の説明】
農林漁業等体験とは、地引き網体験、養殖の体験、水産物の加工、郷土料理づくり、調理の体験、地域伝統行事への参加等が該当します。

- (3) 令和元年度の漁家民宿の営業日数を記入してください。

年間営業日数	103					日
--------	-----	--	--	--	--	---

営業日数が「0日」の場合、調査は以上で終わりです。
ご協力ありがとうございました。
返信用封筒にて、返送してください。

【用語の説明】
年間営業日数は、営業時間の長短にかかわらず、1日1時間でも営業すれば1日とします。

- (4) 令和元年度の漁家民宿における売上金額について、記入してください。
また、売上金額のうち農林漁業等体験に係る参加料・体験料の総額について記入してください。
なお、売上金額がない場合は、「売上金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

		億	千万	百万	十万	万	
年間売上金額	104						万円
うち、参加料・体験料	105						万円

【記入上の留意】
◆ 複数の漁家民宿を営んでいる場合、合算して記入してください。

注:消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

【用語の説明】
漁家民宿における売上金額は、飲食代金のほか漁家民宿の売上すべてが該当します。
ただし、施設に併設された水産物直売所及びレストランの売上金額は含めません。
また、参加料・体験料について、宿泊代金に含まれている場合はおおよその金額を記入してください。

売上金額なし	106	<input type="radio"/> 1
--------	-----	-------------------------

(5) 令和元年度の漁家民宿における年間宿泊者数(延べ人数)及びうち、外国人宿泊者数について、記入してください。

また、外国人宿泊者数について、国(地域)別の外国人宿泊者数割合を記入してください。

年間宿泊者数(延べ人数)					うち、外国人宿泊者数				
107				人	108				人

【年間宿泊者数】
 年間宿泊者数が正確にわからない場合は、下の式を参考に、おおよその数を算出してください。
 年間宿泊者数＝
 1日当たりの宿泊者数×年間営業日数

【外国人宿泊者数】
 日本国内に住所を有しない宿泊者(把握が困難な場合は日本国籍を有しない宿泊者)を記入してください。

国(地域)別の外国人宿泊者数割合					
合 計		1	0	0	%
109	中国、韓国、台湾、香港				%
110	タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナム				%
111	アメリカ、カナダ				%
112	英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ロシア				%
113	オーストラリア				%
114	そ の 他				%

(6) (2)で農林漁業等体験活動の実施を「有り」と回答した方のみ回答してください。

農林漁業等体験に係る参加人数・体験人数及び参加者・体験者の居住地域割合について、記入してください。

参加人数・体験人数(十人)				
	万	千	百	十
115				十人

参加者・体験者の居住地域割合						
計	県内	県外	海外			
116	100%					

海外からの参加者・体験者の具体的な地域(国名等)	
117	

【記入上の注意】

- ◆ 「参加人数・体験人数」は、10人単位で記入して下さい。また、単位未満は切り上げて記入してください。
- ◆ 「海外からの参加者の具体的な地域(国名等)」について、国名が不明な場合は、東南アジア、ヨーロッパ、北米等の地域名を記入してください。

2 従事者の状況

(1) 令和元年度に漁家民宿の経営や業務を行った従事者数について、最も多い時期（月）の人数を従事した時間や日数にかかわらず、性別及び年齢別に記入してください。

また、役員・家族については給与の有無に関係なく記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分		従事者 計	役員・家族		雇用					
					常雇い		臨時雇い			
男性	65歳未満	201								
	65歳以上	202								
女性	65歳未満	203								
	65歳以上	204								

【用語の説明】

- ◆ 役員は、経営者、役員、組織の構成員が該当します。
- ◆ 家族は、家族経営の場合の世帯員が該当します。
- ◆ 常雇いは、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。
- ◆ 臨時雇いは、常雇い以外の雇用者をいいます。

【平成31年4月1日現在の年齢区分】

65歳未満	昭和29年4月2日以後に生まれた方
65歳以上	昭和29年4月1日以前に生まれた方

(2) (1)の令和元年度に雇用した従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、漁家民宿に従事した分を記入してください。

年間雇用労賃	205	億	千万	百万	十万	万	万円

- ◆ 雇用者が複数の事業に従事している場合は、漁家民宿に係る雇用労賃を従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

【用語の説明】

年間雇用労賃は、基本給・時間給のほか、ボーナスや全ての手当を含めた支払賃金総額とします。また、事業主が税金などの徴収を行っている場合は、徴収前の総額とします。なお、役員・家族の雇用労賃・報酬は含めません。

- ◆ 記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
_____	_____

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
返信用封筒にて、返送してください。

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	管理番号	指標コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査
漁業・漁村の6次産業化総合調査

漁業経営体等における6次産業化業態別調査票
(漁家レストラン用)

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。また、この調査票は統計の作成目的のみに使用するもので、課税など統計作成以外の目的には使用しません。

《記入と返送いただくに当たって》 ◇インターネットで回答できます。

【調査の対象】

- 「漁家レストラン」の事業に取り組んでいる漁業者又は漁業協同組合等の方を調査の対象としています。
漁家レストランとは、食品衛生法に基づき飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の人に自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して代金を得る事業をいいます。
- 令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の1年間を対象としています。（この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。）

【回答方法及び返信の留意事項】

- インターネットで回答される場合は、同封の「インターネットで回答できます(チラシ)」をご覧ください回答してください。
- ご記入いただきました調査票は、同封している返信用封筒に入れて 月 日までに投函をお願いします。
- 返信用封筒には、秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでください。
- 記入に当たっては、黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

★数字は枠からはみ出さないように記入してください。

★○印は点線に沿って記入してください。

記入見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入見本	①
------	---

【記入上の注意】

- 金額を記入する欄については、消費税を含め単位未満は切り上げて記入してください。
- 漁業者（個人、団体）の方は、複数の漁家レストランを営んでいる場合、合算して記入してください。
- 漁業協同組合等の方は、複数の漁家レストランを営んでいる場合でも、封筒の宛先の事業所分のみ記入してください。

◆ 調査票の記入内容について、後日、お尋ねさせていただく場合がございます。

【問合せ先】

1 漁家レストランの概要

(1) 漁家レストランはどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。また、法人の方は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

漁業者	個人	101	①
	団体		②
漁業協同組合等			③

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきますので、法人番号（13桁）の記入をお願いします。
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようご注意ください。

法人番号(13桁)												

【用語の説明】
 漁業者のうち家族単位で経営を行い法人化していない場合を「個人」とし、会社、漁業生産組合、共同経営等の個人以外の場合を「団体」に区分します。漁業協同組合等は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合等が50パーセント以上出資する子会社、漁業協同組合青年部・女性部及び任意組織等が該当します。

(2) 令和元年度の漁家レストランの営業日数を記入してください。

年間営業日数	102					日
--------	-----	--	--	--	--	---

営業日数が「0日」の場合、調査は以上で終わりです。
 ご協力ありがとうございました。
 返信用封筒にて、返送してください。

【用語の説明】
 年間営業日数は、営業時間の長短にかかわらず、1日1時間でも営業すれば1日とします。

(3) 令和元年度の漁家レストランにおける売上金額について、記入してください。
 なお、売上金額がない場合は、「売上金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

		億	千万	百万	十万	万	
年間売上金額	103						万円

【記入上の注意】
 ◆ 漁業者（個人、団体）の方は、複数の漁家レストランを営んでいる場合、合算して記入してください。
 ◆ 漁業協同組合等の方は、複数の漁家レストランを営んでいる場合でも、封筒の宛先の事業所分のみ記入してください。

【用語の説明】
 漁家レストランにおける売上金額は、飲食代金のほか漁家レストランの売上すべてが該当します。ただし、施設に併設された水産物直売所及び民宿の売上金額は含めません。

注：消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

売上金額なし 104 ①

(4) 年間利用者数（延べ人数）について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

年間利用者数	500人未満	105	①
	500～1千人未満		②
	1千～5千人未満		③
	5千～1万人未満		④
	1万～2万人未満		⑤
	2万人以上		⑥

【年間利用者数】
 年間利用者数が正確にわからない場合は、下の式を参考に、おおよその数を算出してください。

$$\text{年間利用者数} = \text{1日当たりの利用者数} \times \text{年間営業日数}$$

【記入例】
 1日当たりの利用者数が約30人で、年間営業日数が200日の場合、年間利用者数は30人×200日＝6,000人となり、5千～1万人の範囲に○を記入してください。

2 従事者の状況

(1) 令和元年度に漁家レストランの経営や業務を行った従事者数について、最も多い時期（月）の人数を従事した時間や日数にかかわらず、性別及び年齢別に記入してください。

また、役員・家族については給与の有無に関係なく記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分			従事者 計				役員・家族				雇用			
											常雇い		臨時雇い	
男性	65歳未満	201					人				人			
	65歳以上	202					人				人			
女性	65歳未満	203					人				人			
	65歳以上	204					人				人			

【用語の説明】

- ◆ 役員は、経営者、役員、組織の構成員のほか、漁業協同組合等においては漁家レストランに携わった漁協の職員も該当します。
- ◆ 家族は、家族経営の場合の世帯員が該当します。
- ◆ 常雇いは、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。
- ◆ 臨時雇いは、常雇い以外の雇用者をいいます。

【平成31年4月1日現在の年齢区分】

65歳未満	昭和29年4月2日以後に生まれた方
65歳以上	昭和29年4月1日以前に生まれた方

(2) (1)の令和元年度に雇用した従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、漁家レストランに従事した分を記入してください。

		億	千万	百万	十万	万		
年間雇用労賃	205							万円

- ◆ 雇用者が複数の事業に従事している場合は、漁家レストランに係る雇用労賃に従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

【用語の説明】

年間雇用労賃は、基本給・時間給のほか、ボーナスや全ての手当を含めた支払賃金総額とします。また、事業主が税金などの徴収を行っている場合は、徴収前の総額とします。
なお、役員・家族の雇用労賃・報酬は含めません。

- ◆ 記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
_____	_____

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。
返信用封筒にて、返送してください。